

災害時における自動車等の提供に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と高知県レンタカー協会（以下「乙」という。）は、風水害及び地震等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における自動車等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の乗用自動車、貨物自動車及びマイクロバス等（以下「自動車等」という。）の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し自動車等の提供を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により自動車等の種別、台数、提供期間及び場所、運転者等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、災害応急対策実施のために必要な自動車等の提供とする。なお、甲は、乙から自動車等の提供を受けるときは、当該自動車等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

（事故等）

第4条 乙の提供した自動車等が、故障その他の理由により運行等ができなくなったときは、乙は、速やかに当該自動車等を交換してその運行等を継続できるようにしなければならない。

（業務完了確認）

第5条 乙は、第3条の業務を完了したときは、当該業務の完了後、速やかに様式第2号により業務実施内容について甲に確認を求めるものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担することとし、その算出方法については、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱について」（平成18年3月30日付け、国自旅第286号）に基づきレンタカー事業者が届け出している貸渡料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、自動車等の提供の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（平成10年高知県条例3号）」の例により、甲がその損害を補償する。ただし、当該対象者が、同一事故等において、他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、その補償の限度において、この協定による補償を行わない。

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定についての疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成31年3月28日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月28日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

乙 高知県高知市駅前町4番15号

高知県レンタカー協会

会長